

狩獵者必携

令和6年度 岐阜県鳥獣保護区等位置図

1. 一般的な事項

- (1) 鳥獣保護区、休獵区及び特定獵具(銃)使用禁止区域内では、絶対に狩猟しないこと。ただし、特定獵具(銃)使用禁止区域内では網獵及びわな獵の登録者は狩猟できる。
- (2) 狩猟するときは必ず狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証を携帯すること。また、第1種及び第2種銃獵の登録者は銃砲持所許可証も携帯すること。
- (3) 狩猟鳥獣以外の鳥獣は絶対に捕獲しないこと。
- (4) 日没から日の出前まで及び危険と思われる場所では銃獵をしないこと。なお、網獵やわな獵についての時間規制はない。

(参考: 岐阜市)
11月15日　日の出時刻は6時28分、日没時刻は16時47分
12月15日　日の出時刻は6時54分、日没時刻は16時42分
1月15日　日の出時刻は7時01分、日没時刻は17時03分
2月15日　日の出時刻は6時40分、日没時刻は17時35分
3月15日　日の出時刻は6時04分、日没時刻は18時00分

1分前後の誤差
があります。

- (5) たき火、タバコの火には十分注意すること。
- (6) 狩猟者登録証は、4月15日までに交付を受けた行政機関(岐阜県環境生活政策課、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課)に返納すること。
なお、狩猟者登録証裏面に捕獲した鳥獣の結果(月日、鳥獣名、数量、雌雄、場所(メッシュ番号))を記入すること。(共同捕獲がある鳥獣については1人だけが報告すること)
- (7) 狩猟者登録証を期限までに返納しない場合は、処罰されることがあります。

2. 獲物使用時の注意事項

- (1) 発射時以外は用心がねの中に指を入れないこと。
- (2) 発射の場合は矢先を充分確認すること。
- (3) 発射の必要な時まで装てんしないこと。
- (4) 銃口は絶対に人に向けないこと。
- (5) 銃口内に異物(土・雪・木の葉)が入っているときは、発射しないこと。
- (6) 銃を手にし、あるいは手から離すときは、必ずたまをぬき出し、たまの有無を確かめること。
- (7) 酒気をおびて銃を手にしないこと。
- (8) 危険な銃の取り扱いや操作は互いに注意しあうこと。
- (9) 樹木、電柱、電話線、送電線などに被害を与えないようにすること。

3. イノシシ・ニホンジカ狩猟の特例

(1) 狩猟期間の延長

11月1日から3月15日までとする。

・11月1日から11月14までの獵法

わな獵(箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る)及び銃獵(止めさしに限る)

・2月16日から3月15までの獵法

わな獵(箱わなはツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限る)及び銃獵

(2) 休獵区での狩猟

県内のすべての休獵区で狩猟を可能とする。

※休獵区内に設置する箱わなは、全期間ツキノワグマが抜け出せる脱出口を設けたものに限る。

4. お願い

- (1) 標識のついた鳥類を捕獲した場合は、岐阜県獵友会、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ標識を提出してください。
- (2) ガンカモ調査が実施される日(1月中旬頃予定)は、カモ類の狩猟を自粛してください。

“カスミ網密猟3ない運動”推進中
山をトヤ場に使わせない
非狩猟鳥獣を捕らない
密猟鳥を食べない

カスミ網による密猟の防止を図るため、ツグミなどの非狩猟鳥獣の密猟、料理飲食店等での売買等の違反について取り締まりを強化しています。違反についての情報があれば、岐阜県環境生活政策課、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課までお知らせください。

鉛弾による鳥類の鉛中毒や環境汚染を防止するために非鉛弾を使用しましょう!

この図面は、鳥獣保護区等の位置と区域の概略です。

区域が明確に判断できないときは、標識を確認
岐阜県環境生活政策課、岐阜地域環境室又は各県
たずねるなど確認し、まちがいのないよう狩猟し

